

9 教育・研究関係

ア 教育主体等

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
学校法人における財務情報の開示促進 (文部科学省)	財務書類及び事業報告書のインターネット上のホームページにおける公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、その更なる推進方策について検討する。	計画・教育ア	継続的に検討		
国立大学法人の評価に基づく組織の見直し (文部科学省)	a 国立大学法人の活動及びその成果の評価を行った結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていないと判断された場合は、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について適切な措置が採られるようにする。評価の結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていない場合の組織の見直しについて、改廃・統合等を含め、大学改革の一環として、速やかに検討を開始し、結論を得る。	計画・教育ア	最初の中期目標期間終了時まで速やかに結論		
	b 国立大学が要請される機能・役割に沿った目標・計画に関する評価基準として、国立大学法人評価委員会により「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」が取りまとめられているが、その評価基準が国立大学法人の継続的な質の向上に真に資する内容となっているか、評価に関する作業が過重な負担となっていないか等の観点から、継続的に見直す。また、その結果について、審議内容も含め広く公表する。		継続的に実施		
株式会社、NPO等による学校経営の解禁 (文部科学省)	株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進める。	計画・教育ア	検討		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
教育バウチャー制度の研究・検討 (文部科学省)	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)においては「我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ、教育における利用券制度について、その有効性及び問題点の分析など、様々な観点から検討し、重点強化期間内に結論を得る」とされているところであり、教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行う。	重点・教育(3) 〔計画・教育ア〕	引き続き検討、平成19年度以降速やかに結論		
教育委員会制度の見直し等 (文部科学省)	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)及び「構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針」(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)を踏まえ、改正教育基本法の国会論議や教育再生会議の意見も踏まえて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を行うものとする。		法案成立後公布・施行		

イ 初等・中等教育

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
構成員、運営を含む私立学校審議会の見直し (文部科学省)	私立学校審議会の運営の公正を期するため、委員名簿や議事概要等について各都道府県のホームページ等において公開することを促進するため、公開の実態について調査を行い、結果を公表する。	計画・教育イ	継続的に実施		
年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化 (文部科学省)	高等学校以下で、異なる学年の児童生徒による学習集団を編成し行う習熟度別指導の可能性について、検討を進めるとともに、学校教育における年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化について検討を進める。	計画・教育イ	検討		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
学校の自己点検評価の促進 (文部科学省)	<p>小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の自己点検評価については、平成14年度より各学校の設置基準に盛り込まれたところである。また、その後中央教育審議会においても、自己点検評価の重要性に着目し、一層推進する旨の提言がなされている。</p> <p>そこで、自己点検評価の実施・公表の義務化や、生徒や保護者、地域住民等による外部評価の在り方について、授業内容及び教員の質の評価を含めて学校評価をより多面的に行う観点から検討し、速やかに結論を得る。</p>	計画・教育イ	法案成立後公布・施行		
コミュニティ・スクールの法制化 (文部科学省)	<p>a 平成16年6月にコミュニティ・スクールが法制化され、学校運営協議会を通じて、地域住民や保護者が一定の権限を持って学校運営に参画することが可能となった。そこで、その適切な運用に向けたフォローアップの一環として、学校運営協議会制度の活用状況に関する情報を公開する。</p>	計画・教育イ	継続的に実施		
	<p>b 社会や地域住民・保護者のニーズに応じた多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資するというコミュニティ・スクール導入の意義を踏まえ、例えば、運営についての第三者による評価の推進、学校運営協議会の運営状況や協議内容の地域住民や保護者等への情報公開の徹底など、地域に開かれ、地域に支えられる学校を作るための地方の主体的な取り組みについて、国としても、これを促進するための方策を講ずる。</p>		継続的に実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
教科書採択地区の町村単位の設定の容認 (文部科学省)	公立小・中学校の教科書は、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定することとされているが、適正かつ公正な採択を確保しつつ、学校教育の自主性、多様性を確保することの重要性も踏まえ、将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書採択地区の小規模化を検討する。 よって、町村の二一ズ等を踏まえ、町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化について検討し、結論を得て、所要の措置を講じる。	計画・教育イ	継続的に検討・逐次実施		
児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立 (文部科学省)	学校教育の成果は教員の資質と熱意に負うところが極めて大きいことから、教員がその資質能力を高め、それを最大限に発揮できるようにすることが重要である。このため、教員一人一人の能力や実績を的確に評価することが求められていることから、平成17年度中に55の教育委員会が、教員の能力や実績を評価するためのシステムに取り組んでいるところであり、そのシステムにおける結果を配置や処遇、研修等に反映するよう、取り組みを促す。	計画・教育イ22	措置		
学校選択の普及促進等 (文部科学省)	「学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について」(平成19年3月30日文部科学省初等中等教育局長通知)で周知徹底を図った内容について、就学校の変更に係る要件及び手続の公表状況や「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を理由とした就学校変更申立への対応状況などに係る市町村教育委員会の取組について、必要に応じて調査し公表する。	重点・教育(1)	逐次実施		
児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立 (文部科学省)	a 既に評価における匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、平成19年度以降も引き続き定期的に調査し公表する。 ----- b 学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行うことを促すための具体的な方策について検討する。	重点・教育(1)	逐次実施		
			検討開始		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
私立学校における児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立 (文部科学省)	私立学校についても、既に評価における匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、平成19年度以降も引き続き定期的に調査し公表する。	重点・教育(1)	逐次実施		
分限処分の判定 (文部科学省)	児童生徒・保護者による評価等を踏まえた、分限処分の判定方法に関する都道府県教育委員会等の取組について、必要に応じて調査し、結果を公表する。	重点・教育(1)	逐次措置		
条件附採用制度の運用状況の調査・公表 (文部科学省)	条件附採用制度について、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、学習者による評価等を踏まえ、その厳正な運用が確保されるべく、条件附採用期間中の評価方法等について、都道府県教育委員会等の取組状況を調査し結果を公表する。	重点・教育(1)	逐次実施		
全国学力・学習状況調査における学校毎の結果活用等 (文部科学省)	全国的な学力調査の実施については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」において、「学力調査結果の取り扱いについては、適切に学校や教員の学力向上努力が促されることとなるよう努めるとともに、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与えるものとする」とされている。つまり調査結果については、少なくとも教員、校長、教育委員会が情報を共有し、経年変化の比較等、調査結果の活用・分析を通じて、学校ごとの教育施策や教員自身の指導方法の改善に資する資料として活用するよう周知する。	重点・教育(1)	検討・結論		
教員採用制度改革の更なる推進 (文部科学省)	教員免許状を有しない有為で多様な人材の採用選考等、教員登用の複線化を進めることは、教員の資質向上にとって極めて効果的な施策であることから、特別免許状等の授与を前提とした免許状を有しない者の採用選考を行うことについて、積極的に活用するよう、改めて各都道府県教	重点・教育(1)	逐次措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	育委員会や学校法人等にさらに周知するとともに、実施状況を定期的に調査する。				
いじめへの適切な対応に関する更なる周知徹底 (文部科学省)	当該保護者から自発的に就学校の変更の申立があるなど深刻ないじめ等への対応については、今後とも、いじめられている児童生徒等の立場に立って適切に対応すべきことを更に周知徹底する。	重点・教育(2)	平成19年 中に 措置		

ウ 高等教育

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
大学の情報公開の促進 (文部科学省)	通知等において示された「教育研究活動等の状況」として望ましい内容について公開状況を毎年調査し、情報公開が進まない場合は、その更なる促進方策を講ずる。	計画・教育ウ	継続的に実施		
大学・学部・学科の設置等の弾力化 (文部科学省)	a 大学の校地面積基準については、構造改革特区における特例措置の状況等を踏まえ全国拡大を図ることについて検討を進め、結論を得る。	計画・教育ウ	検討・結論		
	b 学部・学科の設置認可の弾力化について、平成15年度から施行された制度改正の実施状況等を踏まえ、今後更に検討する。		検討、できる限り速やかに結論		
複数の評価機関の評価に基づく国立大学法人の評価 (文部科学省)	中期目標終了時に行われる国立大学法人の評価を、独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価とは別に、認証評価機関の評価結果等も重要視して、多様な観点から実施することについて、国立大学法人評価委員会において検討し、結論を得る。	計画・教育ウ	国立大学法人設立後の最初の中期目標終了時まで		
教職大学院修了者の採用・処遇における公平性	制度の創設が検討されている教職大学院の修了者の採用・処遇については、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一	計画・教育ウ22	必要に応じ実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
の確保 (文部科学省)	般大学院修了者等と異なる措置を講じることは 適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府 県教育委員会等において選考の公平性に留意し つつ対応する。				
大学におけ る教育研究 状況の評価 (文部科学省)	国立大学法人の中期目標期間の評価に際して、 大学ごとに教育と研究それぞれの成果を含む状 況について根拠となる資料・データに基づき分析 した上で評価を実施し、その結果を国民に対して わかりやすく示す。	重点・教 育(4)			平成21 年中に 実施

工 研究開発等

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
研究者の資 質向上のため の機会の 拡大 (内閣官房、 【人事院】)	国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究 員について、自己啓発等の一定の活動を行う場合に 一定期間公務を離れることを認める休業制度につい て、対象活動の範囲や既存制度との整合性などの課 題を検討し、所要の措置を講ずる。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対し て検討を要請するものである。)	計画・教 育工	措置		
大学と企業の 実務者等によ る交流の推進 (内閣府、総務 省、文部科学 省、厚生労働 省、農林水産 省、経済産業 省、国土交通 省、環境省)	産学官連携を推進する観点から、大学と企業の 研究の第一線のリーダーや実務者を中心にシー ズとニーズの情報交換や対話・交流等の場を構築 する。	計画・教 育工	措置・継続的推進		
競争的研究 資金制度の 改善 (総務省、文部 科学省、厚生労 働省、農林水産 省、経済産業 省、国土交通 省、環境省)	研究者、事務担当者に対して、研究費の適正な 経理・管理の徹底を図る。	計画・教 育工	継続的に措置		
科学技術振 興機構の実 施する業務 (文部科学省)	科学技術振興調整費においては、事務処理が煩 瑣ではないかという指摘があることをも踏まえ、 執行事務の改善を行うとともに、業務の効率化を 図るための検討も行う。	計画・教 育工	執行事務の改善につき逐次実 施、業務の効率化につき検討		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
研究費等の 審査・評価基 準の再構築 (文部科学省)	<p>以下の ~ の事項について、それぞれ後述する対応を行うこととする。その際、関係府省においては、今後、総合科学技術会議が平成 19 年 6 月頃にとりまとめる競争的研究資金の制度改革に関する議論を踏まえ、規制改革会議と調整しつつ検討することとする。</p> <p>a 科学技術振興調整費及び戦略的創造研究推進事業</p> <p>ア 審査に当たっては、事前の申請に係る研究計画そのものの評価だけでなく、学術的な研究能力が強く求められる領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料の活用を図ったり、過去に助成を受けた研究費に対する学術的・社会的成果など、過去の実績も十分考慮した評価を行うための手法について検討する。また、審査における基準をより客観的で反証可能性のある厳正なものとするため、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の指標を定量化することについて、検討する。</p>	重点・教育(5) ア〔計画・教育工〕	検討・結論		
	<p>イ 複数の研究者がチームを組んで行うような大規模プロジェクト研究においては、個々の研究者の能力の高さだけでなく、優れたマネジメント能力を有する研究者の存在が不可欠である。しかし、優れた研究者が優れた研究マネージャーとは限らず、研究者個人の能力や実績等を基準とする一般的な審査基準では適正な研究費配分が実現されない恐れがある。そのため、審査の基準・手法を明確化・客観化しつつ、主任研究者のマネジメント能力について、十分な審査を行う。</p>		検討・結論		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	ウ 明確な目標が設定されている学際的なプロジェクト研究に対する適正な評価を行うためには、個別専門分野ごとの研究成果にとどまらず、プロジェクト全体として、その目標に対して如何に寄与しているかという点や研究マネジメントがしっかりしているかを客観的に評価することを検討する。		検討・結論		
	<p>b 科学研究費補助金</p> <p>ア 審査に当たっては、事前の申請に係る研究計画そのものの評価だけでなく、研究能力を示す過去の関連論文等の資料の活用を図ったり、過去に助成を受けた研究費に対する学術的・社会的成果など、過去の実績も十分考慮した評価を行うための手法について検討する。また、審査における基準をより客観的で反証可能性のある厳正なものとするため、学術誌の格付けやサイテーションの回数、定評のある受賞数等の指標について、定量化を試みつつ、それらも活用した審査を行う。</p>	重点・教育(5)イ	検討・結論		
	イ 複数の研究者がチームを組んで行うような大規模プロジェクト研究においては、個々の研究者の能力の高さだけでなく、優れたマネジメント能力を有する研究者の存在が不可欠である。しかし、優れた研究者が優れた研究マネージャーとは限らず、研究者個人の能力や実績等を基準とする一般的な審査基準では適正な研究費配分が実現されない恐れがある。そのため、審査の基準・手法を明確化・客観化しつつ、主任研究者のマネジメント能力について、十分な審査を行う。		検討・結論		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
研究効率の 概念の導入 (文部科学省)	<p>a 科学技術振興調整費、戦略的創造研究推進事業について、研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点も踏まえ、制度等の特性に応じて、これを審査や事後評価に活用することを検討する。</p> <p>その際には、関連する論文の本数や論文掲載誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の指標を定量化することについて、検討する。</p>	重点・教育(5)ア〔計画・教育工〕	検討・結論		
	<p>b 科学研究費補助金について、研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくためには、審査・評価基準において、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった概念を盛り込んでこれを審査や評価に活用する。</p> <p>その際の研究成果に関しては、審査時と同様に関連する論文の本数や論文掲載誌の格付け、サイテーションの数、定評のある受賞数等の定量化された指標も活用した評価を行うこととする。事前の審査においても、研究費投入額に対していかに大きな成果を上げられるかという観点を審査に取り入れることについて、過去の業績を十分に踏まえ、制度の特性に応じて検討する。</p>	重点・教育(5)イ	検討・結論		
研究費の 使途の更なる 弾力化 (文部科学省)	<p>a 科学技術振興調整費の執行に関して、研究開始後により高い研究成果が期待される場合は、研究計画の見直しや費目間・年度間等において研究費の弾力的な執行を一層図るため、その制度の使用実態について検証する。</p>	重点・教育(5)ア	検討・結論		
	<p>b 科学研究費補助金の各費目額の変更について、研究者・配分機関双方の事務効率化という</p>	重点・教育(5)	検討・結論		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	観点からも、研究計画の進捗に応じて、交付決定者の承認なしに自由に変更することができる費目間流用の割合を、交付された直接経費の総額の 30%にこだわらず検討するとともに、承認手続の円滑化を図る。	イ			
長期的研究振興策の検討	科学研究費補助金においては、短期的な流行トピックに左右されることなく、分野横断的に研究の基盤となることが期待される研究や短期的には成果の期待できないような研究に対しても配慮した研究費配分がなされるよう、長期的な視点に立ち、明確で理論的・実証的な研究振興策について検討する。	重点・教育(5)	検討・結論		
追跡評価の促進 (文部科学省)	a 科学技術振興機構において、戦略的創造研究推進事業の追跡評価を行うに当たっては、より定量的・客観的手法が取り入れられるべきであり、追跡評価のための適切な指標や手法について検討を進める。	重点・教育(5) ア	検討・結論		
	b 科学研究費補助金に係る追跡評価の在り方を検討し、広く効果の計測につなげていくとともに、より公正性・透明性の高い審査の実現に活かしていく。	重点・教育(5) イ	検討・結論		
審査・評価者の選定の改善 (文部科学省)	a 科学技術振興調整費に係る審査・評価者の現行の選定基準について、審査・評価者について十分な多様性・中立性・公平性が確保されているかどうかという観点を踏まえ、厳格に検証を行う。	重点・教育(5) ア	検討・結論		
	b 戦略的創造研究推進事業についても、上記の趣旨を徹底する。		検討・結論		
	c 科学研究費補助金について、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識(研究業績等)や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする。	重点・教育(5) イ	逐次実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
プログラム オフィサー の選定の改 善 (文部科学省)	a 科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業におけるプログラムオフィサーについて、十分な中立性・公平性が確保されているかどうかという観点を踏まえ、現行の選定基準・手法について厳格に検証を行う。	重点・教 育(5) ア	検討・結 論		
	b 日本学術振興会におけるプログラムオフィサーについて、十分な多様性・中立性・公平性が確保されているかどうかという観点を踏まえ、現行の選定基準・手法について厳格に検証を行う。	重点・教 育(5) イ	検討・結 論		
	c 日本学術振興会におけるプログラムオフィサーについては、客観的かつ明確な指標も活用しつつ、優れた研究運営・判断能力を有するかどうかについて、厳正に審査する。		逐次実施		
審査・評価に おける利害 関係者の排 除の徹底と 多様性の確 保 (文部科学省)	a 我が国の研究費には巨額の公費が投入されているということを再認識し、納税者たる国民への説明責任が果たされるよう、科学技術振興調整費、戦略的創造研究推進における審査・評価者について、特定の研究者母集団に研究費配分が偏ることのないよう、多様性・中立性を確保するよう選定するとともに、事後的にも検証を行う。	重点・教 育(5) ア	検討・結 論		
	b 我が国の研究費には巨額の公費が投入されているということを再認識し、納税者たる国民への説明責任が果たされるよう、科学研究費補助金における審査・評価者について、所属・出身研究機関別(国公立大学別など)、年齢構成等の観点から多様性を確保するように選定すべく厳密な規定を設けるとともに、論文の共著者、実質的に同じ研究グループに属する者、師弟関係にある者を選定しないこと等、利害関係者の排除をさらに徹底する。	重点・教 育(5) イ	検討・結 論		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
研究者の特性等に応じた競争的研究資金の審査・評価方法の確立 (文部科学省・農林水産省・厚生労働省・経済産業省)	競争的研究資金の審査・評価に際しては、研究分野や制度の趣旨・目的を踏まえて適切な方法により審査・評価を行う必要がある。 また、主に業績が十分に定まらない若手研究者等について、導入にあたっての課題の解決を図りつつ、一定の試行を行い、その効果を十分検証した上で「マスキング評価」を導入することを図る。 主に中堅以上の研究者に関する研究者としての評価は、所属組織や機関のみに着目するのではなく、「過去の実績を十分に考慮した評価」とする。 また、これらを導入する場合には、これら評価方式に基づく資金配分について、研究者の資質や専門分野に応じて選択可能とする	重点・教育(5)		結論	
競争的研究資金における客観的な審査・評価基準の構築 (文部科学省・農林水産省)	競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究(以下「政策課題対応型研究開発」という。)のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、それに基づいた審査・評価を行うよう図る。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行うよう図る。 a 研究者の自由な発想に基づく研究 (a) 審査 学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対する(b)の基準に基づく学術的成果など、過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、研究者としての評価を過去実績を十分考慮して行った上で、研究助成の採否を決定するよう図る。	重点・教育(5)	検討・結論		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	<p>(b) 事後評価</p> <p>上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的な成果が達成されたか否かを研究分野の特性を踏まえ厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用するよう図り、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、評価においてそれらの活用を図る。</p> <p>また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。</p> <p>b 政策課題対応型研究開発</p> <p>(a) 審査</p> <p>政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績について(b)の基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績も十分考慮して行った上で、着想や研究計画を勘案して、研究助成の採否を決定するよう図る。</p> <p>(b) 事後評価</p> <p>採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を評価する仕組みを確立するよう図る。また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。</p>				

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(厚生労働省・経済産業省)	<p>競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究(以下「政策課題対応型研究開発」という。)のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、それに基づいた審査・評価を行う。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行う。</p> <p>a 研究者の自由な発想に基づく研究</p> <p>(a) 審査</p> <p>研究業績に対する評価は、将来的には民間学術誌の格付けや民間学術団体の厳正な調査に基づく評価を十分に活用すべきと考える。競争的研究資金の審査における基準を確立するにあたっては、これらの評価が適切に反映した客観的で反証可能性のある厳正な基準とする。</p> <p>学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対する(b)の基準に基づく学術的成果など、過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、研究助成の採否を決定する。</p> <p>(b) 事後評価</p> <p>上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的成果が達成されたか否かを厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用し、その際、</p>	検討・結論			

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	<p>関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化した上で評価する。</p> <p>また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも具体的に反映させることにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。</p> <p>b 政策課題対応型研究開発</p> <p>(a) 審査</p> <p>政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績について(b)の基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、着想や研究計画を勘案して、研究助成の採否を決定する。</p> <p>(b) 事後評価</p> <p>採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を厳正かつ定量的、客観的に評価する仕組みを確立するよう図る。また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。</p>				